

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年九月十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年七月四日奈良県指令建第一一二―二一〇号

令和七年七月二十四日奈良県指令建第一一二―二一〇―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年九月八日建第一〇五三〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年九月八日建第六〇三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市中菜畑二丁目九九八番一、九九八番三、九九八番四、九九九番一、九九九番四、九九九番五、一〇〇二番二、一〇〇二番四、一〇〇二番五、一〇〇二番六、一〇五四番一、一〇五四番二、一〇五四番三、一〇五四番四、一〇五五番一、一〇五五番一〇、一〇五五番一一、一〇五五番一二及び一〇五五番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南一丁目六番一 一号

奈良シティ建設株式会社 代表取締役 金澤俊夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市中菜畑二丁目九九八番三、九九九番四、一〇〇二番五、一〇五四番三及び一〇五五番一

公園 生駒市中菜畑二丁目一〇〇二番二

下水道 生駒市中菜畑二丁目九九九番四、一〇〇二番五、一〇五四番三及び一〇五五番一の各一部

水路 生駒市中菜畑二丁目一〇〇二番四及び一〇五四番二